

## 春日井市街区基準点管理保全要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が管理する街区基準点の管理保全について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「街区基準点」とは、街区三角点（公共測量2級基準点相当で約500メートル間隔で設置される点）及び街区多角点（公共測量3級基準点相当で約200メートル間隔で設置される点）をいう。

### (街区基準点の使用手続)

第3条 街区基準点を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ街区基準点使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、街区基準点の使用を承認したときは、街区基準点使用承認書（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

3 街区基準点を使用した者は、街区基準点使用報告書（第3号様式）により、その使用結果について、市長に報告しなければならない。

4 街区基準点を使用の承認を受けた者は、街区基準点使用承認書を常時携行し、市職員又は当該土地若しくは建築物の所有者若しくは管理者（以下「土地所有者等」という。）から請求があった場合は使用承認書を提示しなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、市長が適当と認める団体に係る街区基準点の使用手続は、別に定める。

### (工事施工の届出)

第4条 次に掲げる工事等を施工する者（以下「工事施工者」という。）は、あらかじめ別表の基準に基づき、引照測量を実施し、街区基準点付近工事施工届出書（第4号様式。以下「工事施工届出書」という。）を市長に提出し、市長の指示に基づき、街区基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。

(1) 掘削底面端から45度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車輦及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、街区基準点から杭、車輦及び重機等までの距離が5メートル以下となる行為

- (3) その他街区基準点の効用に支障をきたすおそれがあると市長が認める工事等
- 2 工事施工届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 写真（街区基準点並びに街区基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）
  - (2) 位置図、断面図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの）
  - (3) 引照点図
  - (4) 測量成果一式
  - (5) 観測手簿
  - (6) 機械器具検定書
- 3 第1項の規定にかかわらず、第5条の規定による申請をするときは、工事施工届出書の提出を省略することができる。
- 4 工事施工者は、街区基準点付近での工事がしゅん工したときは、速やかに別表の基準に基づき、点検測量を実施し、街区基準点付近工事しゅん工報告書（第5号様式）に、次に掲げる図書を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
- (1) しゅん工写真（街区基準点及びその周辺が確認できるもの）
  - (2) 着工前及びしゅん工後が対比できる引照点図
  - (3) 測量成果一式
  - (4) 観測手簿
  - (5) 機械器具検定書
- 5 工事施工者は、前項の検査において、別表の基準に基づく合否の判定により不合格と判定された場合、第7条の規定に基づき、当該街区基準点を既設のものと同様の構造により再設置しなければならない。
- （一時撤去等の承認）

第5条 街区基準点の一時撤去又は移転をしようとする者（第6条の所有者等を除く。）は、その行為の1月前までに街区基準点（一時撤去・移転）承認申請書（第6号様式）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 位置図及び平面図（掘削位置と街区基準点の位置関係を明示したもの）
  - (2) 写真（街区基準点及びその周辺が確認できるもの）
  - (3) 再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）
- 2 市長は、前項の申請があったときは、街区基準点の一時撤去又は移転について審査し、適当と認めるときは街区基準点（一時撤去・移転）承認書（第7号様式）により、移転

又は一時撤去の必要がないと認めるときはその旨を、速やかに申請者に通知するものとする。

(一時撤去等の請求)

第6条 街区基準点が設置されている土地の所有者等は、必要があるときは、市長に対し、当該街区基準点を一時撤去又は移転を請求することができる。

2 前項の請求は、街区基準点（一時撤去・移転）請求書（第8号様式）によるものとする。

3 市長は、第1項の請求があつたときは、請求に係る街区基準点を一時撤去又は移転しなければならない。

(再設置)

第7条 街区基準点の一時撤去、移転、き損、滅失等をした者は、その者の負担により、当該街区基準点を既設のものと同様の構造により再設置しなければならない。ただし、地形の変動等により、既設と同一の構造による設置ができないときは、この限りでない。

(設置工事)

第8条 前条の再設置工事（以下「再設置工事」という。）をしようとする者は、街区基準点の設置位置及び設置施工方法について、当該設置工事の施工前に市長と協議しなければならない。

2 再設置工事に係る街区基準点は、原則として既設のものを再度使用するものとする。ただし、き損等により使用することができないときは、この限りでない。

3 再設置工事の施工者は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに街区基準点設置工事しゅん工報告書（第9号様式）に設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 再設置工事の施工者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

第9条 街区基準点の再設置工事に要する費用（既設の街区基準点の取壊し費用を含む。）は、当該工事の施工者が負担するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、街区基準点の管理保全について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

街区基準点の保全に必要な引照測量及び点検測量等の基準

1 測量方法

- (1) 測量標から引照点までの距離測定及び高低差測定を行う。
- (2) 引照点の選定は、工事による影響を受けない永久構造物又は杭設置による。

2 測量に使用する機械器具

- (1) 角観測に使用する機械器具は、2級トータルステーション等以上の性能を有したものであるとする。
- (2) 距離測定に使用する機械器具は、2級トータルステーション等以上の性能を有したものである又はJ I S 1級許容差検定合格の鋼巻尺以上の性能を有したものであるとする。
- (3) 高低差測定に使用する機械器具は、2級トータルステーション等以上、3級レベル以上又は2級水準標尺以上の性能を有したものであるとする。

3 機械器具の点検及び検定

機械器具は、所定の点検及び検定を行わなければならない。

4 測量制限

次に掲げる表のとおりとする。

件 名		距 離 測 定
引 照 点 数		4点以上（1直線2方向）
観 測	トータルステーション等	2セット
回 数	鋼 巻 尺	2読定1往復
読 定 単 位		1 mm

件 名		高低差測定
引照点数		2点以上
観測 回数	トータルステーション等	1対回
	レベル等	1往復
読定単位		1mm

## 5 合否の判定

- (1) 距離測定については、引照測量と点検測量との較差が±10mm以内を合格とし、それを超えた場合は、不合格とする。
- (2) 高低差測定については、引照測量と点検測量との較差が±30mm以内を合格とし、それを超えた場合は、不合格とする。